**積算内訳書の提出に関する事務取扱要領**

（目的）

第１条　この要領は、本市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務委託（以下「建設工事等」という。）について、入札のより一層の公正性、適正性の確保を図るため、入札参加者に入札金額の算定根拠となった工事費又は業務費の内訳に関する書類（以下「積算内訳書」という。）の提出を求め、その算定根拠の確認等を実施することに関し必要な事項を定める。

（対象）

第２条　積算内訳書の提出を求める建設工事等は、原則として入札により執行するものを対象とする。

（積算内訳書の内容）

第３条　積算内訳書は、入札に付する建設工事等の入札書に記載された金額の算定根拠となった費用の大内訳とする。なお大内訳とは、建設工事においては千葉市建設工事最低制限価格運用要領第４条第１項（又は千葉市建設工事低入札価格取扱要領第３条第１項）に規定する最低制限価格（又は調査基準価格）の算定項目をいい、測量・建設コンサルタント業務においては、千葉市測量・建設コンサルタント等業務委託最低制限価格運用要領第４条第１項（又は千葉市測量・建設コンサルタント等業務委託低入札価格取扱要領第３条第１項）に規定する最低制限価格（又は調査基準価格）の算定項目をいう。

（積算内訳書の提出）

第４条　積算内訳書は、入札書の提出と同時に全ての入札参加者から提出を求めることとする。

２　積算内訳書の提出がない場合又は前条に定める算定項目の記載がない、違算等によりその内容が不明瞭である場合は、当該入札を無効とする。

（積算内訳書の精査）

第５条　積算の内容に調査の必要が生じた場合は、入札金額に見合った詳細な積算内訳書の提出を求めることとし、必要に応じて積算内訳書を公正取引委員会等の関係機関に提出するものとする。

（規定の準用）

第６条　この要領の規定は、随意契約における見積書の徴収の場合にこれを準用するものとする。

２　前項にかかわらず、見積通知書等により別に定めがある場合又は契約事務担当職員が必要と認める場合は、この限りでない。

　　　附　則

　この要領は、平成１５年 ４月 １日から施行する。ただし、この要領による規定は、平成１５年度予算にて執行する契約に適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成１８年４月１０日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成１８年１０月１６日から施行する。ただし、この要領による改正後の積算内訳書の提出に関する事務取扱要領第４条の規定は、この要領の施行の日以降に発注される電子入札により執行する建設工事等について適用し、それ以外の建設工事等については、なお従前の例による。

　　　附　則

　この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和４年４月１日から施行する。